

市民活動団体のグループ活動にかかる市ホームページへの掲載基準

市では、市民の皆さんの交流や、仲間づくりをお手伝いすることを目的に、市民活動団体のグループ活動について市のホームページに掲載をします。掲載については、公共性を保ち主催者と参加者間のトラブルを避けるため、掲載基準を設けています。次の「掲載基準」及び「掲載できないもの」等をご確認ください。

1 掲載基準

- (1) 市民活動団体の代表者が市内在住であること。
- (2) 継続的に教育、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動をしている団体であること。
- (3) 活動場所（会場）は、原則として市内の公的な場所であること。ただし、活動環境（自然条件など）や施設が市内にない場合は例外とします。
- (4) 市民を対象としている活動であること。催しについては誰もが参加できること。

2 掲載できないもの

- (1) 政治活動・宗教活動に関するもの。
- (2) 営利（間接的なものを含む）を目的としたもの。
次の場合などは営利目的とみなします。
 - ・会費等がその他の活動団体と比べて高額と判断されるもの
 - ・謝礼や参加費を得る立場の人（代理を含む）からの申込み
 - ・受講生の募集を目的とする無料体験等の将来、営利につながる可能性のある教室や講座等
- (3) 団体の活動内容が不明確なもの。
- (4) 以前の掲載により、市および市民とトラブルが生じたもの、虚偽の記載や不正な申込みが判明した依頼者や団体。
- (5) その他、秘書広報課長が掲載することが不相当と判断した場合。

3 手続き等について

- (1) 初掲載の場合には、秘書広報課に「掲載団体登録申込書」を持参してください。
- (2) 前記の内容を確認するため、初掲載には会則（設立趣意書等）、会計報告（予算書等）、会員名簿など、活動の内容がわかる書類を必要とします。
- (3) 連絡先は原則として団体の会員であり、問合せに応じられる市内の

個人とします。

(4) 会費、参加費などを徴収するものは会計の状況を確認するため、任意に会計報告の提出を求める場合があります。

(5) 原稿の受付方法については別に定めることとします。

附則

この基準は、決定の日から施行する。

この基準は平成 29 年 9 月 7 日から施行する。

この基準による改正前の「宇治市政だより「市民情報短信」に掲載を希望される人へ（要項）」を、この要項による改正後「市民活動団体のグループ活動にかかる市広報媒体への掲載基準」に名称変更する。